⑷　緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要な人員・物資の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。これらの交通インフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

①　交通インフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支える交通インフラについて、発災後３日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○　道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、１日以内に緊急自動車等の通行機能を確保できるようにする。

○　航空

航空は、国内外からの閣僚等の参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、または被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、１時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

○　港湾

港湾は、緊急物資の海上輸送基盤としての役割を担う。このため、緊急物資輸送に対応した岸壁等については１日以内に利用できるようにする。

○　鉄道

鉄道は、政府の災害対策要員や企業本社等の従業員などの輸送基盤としての役割を担う。このため、鉄道は、地下鉄の運転再開に１週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

②　①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策

道路管理者、空港管理者、港湾管理者、鉄道事業者等は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化・老朽化対策や、各インフラ管理者が連携した総合啓開等の取組を推進するものとする。また、その機能目標を果たすため、以下の対策を実施する。

○　道路

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。道路啓開については、道路管理者は、緊急交通路、緊急輸送道路等につき、発災後速やかに一体的かつ状況にあわせた最適な道路啓開を実施するため、各機関が結んでいる建設会社等との災害協定の運用に当たって、優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う枠組等を構築するよう努める。

発災時には、都県警察は、緊急交通路を指定して交通規制を行うとともに、道路管理者等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開、復旧作業を行う。

○　航空

空港管理者は、滑走路等の耐震化、液状化対策を進める。また、国及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化、多重化を図る。地方公共団体においては、臨時ヘリポートを開設する候補地を検討する。

発災時には、国、空港管理者、地方公共団体は、速やかな飛行場の応急復旧、臨時ヘリポートの開設を行う。また、航空運送事業者は、要人、災害対策要員の優先的輸送を行う。

○　港湾

国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る。特に、東京湾内の港湾機能や航路の維持については、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）の活用や緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備、東京湾における一元的な海上交通管制の構築を進めるとともに、東京湾内の航路啓開実施体制のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保や代替港湾の利用のための体制の構築等について関係者と検討、調整しておくものとする。

発災時には、国及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性確保のため、護岸等の倒壊等により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開、復旧作業を行う。

○　鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設の復旧に当たり、各路線の被災状況や復旧の見込み、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組について検討しておくものとする。

発災時には、鉄道は、地下鉄の運転再開には１週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

⑸　その他

首都中枢機能の維持のためには、東京都を始め関係機関が有機的に連携・協力することで、首都直下地震発生時においても業務の継続体制を確保することが必要である。このため、中央省庁は実施計画等に基づき、また、東京都は、実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、首都中枢機関以外の国の機関においても、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、業務継続計画の実効性を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を踏まえた計画の見直しを行うものとする。加えて、国は、地方公共団体等の防災関係機関についても、同様に業務継続体制の確保を図るよう、助言や情報提供等を行うものとする。

４　首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

⑴　首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、政治、行政、経済等の首都中枢機能を担う各機関の集積状況、昼夜間人口等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定することとする。

⑵　基盤整備等計画の認定について

基盤整備等計画の法第８条第10項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

①　緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

基盤整備等計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

②　当該基盤整備等計画の実施が首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること（第二号基準）

当該基盤整備が首都中枢機能の維持に寄与するものであること又は当該施設整備等が滞在者等の安全の確保に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

基盤整備事業等について、

ア　事業等の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ　首都中枢機能維持基盤整備等協議会等において、事業等の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ　事業等の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。